|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 稟　議 | 会　長 | 事務局長 | 総務課長 | 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 合　議 | 担　当 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**琴浦町社会福祉協議会　マイクロバス等使用申請書**

このことについて、次のとおり承知し申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　込　日　等 | 平成　　年　　月　　日（　）　申込者氏名　　　　　　 　印 | | | | | |
| 使 用 車 両 名  (いずれかに○印) | マイクロバス（東伯）  （ふれあい号） | | | | マイクロバス（赤碕）  （はるかぜ号） | |
| 使　用　日　時 | 平成　　年　　月　　日（　 ）　　時　　分　　～　　時　　分 | | | | | |
| 使　用　者　等  (使用団体・課名) | 住所  氏名 | 琴浦町大字　　　　　　　　　　　番地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | |
| 電話 |  | | | | |
| 使　用　目　的 |  | | | | | |
| 乗車予定人員 | 名 | | | | | |
| 運　行　経　路  (詳細に記入のこと) |  | | | | | |
| 運 転 者 氏 名 |  | | | 運転者へ依頼した者 | |  |
| 依　頼　期　日 | | 月　　日 |
| 利用に伴う  諸経費等負担  (いずれかに○印) | 旅　　　費 | | □負担する　　　その他（　　　　　　） | | | |
| 燃　料　費 | | □負担する　　　その他（　　　　　　） | | | |
| 時間外勤務手当 | | □負担する　　　その他（　　　　　　） | | | |
| 事故による損害等が生じた場合は負担する。 | | | | | |
| そ　の　他 | 始業時の点検及び終業時の点検・清掃を行なうこと。  異常があった場合は、速やかに担当者に報告すること。 | | | | | |

**注１　マイクロバスの運転手については、使用者が直接依頼してください。**

　　　　マイクロバスの使用を許可する。

　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　琴浦町社会福祉協議会　　会長　　松岡　義雄　　　㊞

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

マイクロバス運行管理要綱

(目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という）

が所有するマイクロバスの運行及び貸出し使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運行管理)

第２条　マイクロバスの運行管理は本会が行う。

（使用の要件）

第３条　マイクロバスは町内の公共団体、自治会並びに社会福祉団体が、研修、スポーツ、レクリ

エーション活動をする場合、申込みに応じて使用させることができる。

（使用申込み）

第４条　マイクロバスの使用を希望する者（以下「使用者」という）は、利用希望日の1週間前ま

でに使用申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ提出しなければならない。

（使用許可）

第５条　会長はマイクロバスの使用を許可したときは、使用許可書を交付する。

ただし、使用許可書の交付を省略することができる。

（運転者の指定）

第６条　マイクロバスの運転は、本会が許可した者でなければ運転できない。

２　使用者は第１項の運転者について賃金を支払うものとする。

（使用料）

第７条　マイクロバスの使用料は無料とする。

ただし、使用者は燃料代の実費を支払うものとする。

（運行範囲）

第８条　マイクロバスの運行範囲は県内を原則とし、県外は兵庫県但馬大仏・香住、岡山県勝山・

津山市、島根県横田町・出雲市までとする。

ただし、視察等のために会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（運行時間）

第９条　マイクロバスの運行時間は原則として、８時１５分から１７時までとする。

ただし、視察等のために会長が特に認めた場合は、この限りではない。

（許可の取消し）

第１０条　会長は、使用許可後であっても、車両の整備の必要を生じた時及び天候の悪化等によっ

て運行が困難若しくは適当でないと判断したときは、許可を取消すことができる。

（遵守事項）

第１１条　使用者は次の事項を遵守し安全運転に努めなければならない。

（１）運転者に交通法規を遵守し、安全運転に努めさせること。

（２）始業時の車両点検、終業時の清掃及び車両点検を行うこと。

（３）交通事故、車両の損傷、不良箇所の発生などの場合は直ちに適切な措置を講ずるとともにそ

の旨を本会に報告をし、その指示に従うこと。

（損害の賠償）

第１２条　使用者は交通事故を起こしたとき、又は車両を損傷したときはその責任を負い、車両保

険で対応不可能な損害賠償について負担しなければならない。

ただし、会長が特にやむを得ない理由と認めた時はこの限りではない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めのないもので、必要な事項は会長の決するところによる。

　附　則

　　この要綱は平成１６年９月１日から施行する。

　　ただし、赤碕支所の管理するマイクロバス（はるかぜ号）については、平成１７年４月１日

より適用する